

緊急事態宣言の再発令等に伴う事業者への支援に関する緊急提言

新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴い、今月7日、首都圏の1都3県において再び緊急事態宣言が発令され、13日には大阪、愛知など7府県が追加され、計11都府県が宣言の対象地域とされたところである。

早期に日本経済が再び成長していくためには、緊急事態宣言に伴う措置をはじめとした感染拡大防止対策によって、短期間で感染レベルを徹底的に引き下げることが必要である。

しかしながら、今般の緊急事態宣言に伴う飲食店等を対象とした厳しい営業時間短縮や、外出・移動自粛要請等に加え、昨年11月以降の感染拡大防止のために各地でご協力いただいた対策等により、飲食店をはじめとしたサービス業や関連する事業者等においては、「壊滅的な売上の減少」、「テイクアウトに切り替えているが、売上の回復までには及ばない」、「飲食店と取引のある酒類販売事業者は、売上が5～9割減の状況」など、経済的影響は全国の様々な事業者・労働者に幅広く及び、宿泊業においても12月28日からのGo Toトラベル事業一斉停止により年末年始以降の予約が激減するなど、大変厳しい状況となっている。

こうした状況の中、全ての国民・事業者が、この難局を乗り越え、もう一度安心と希望をもって暮らしていける日々を取り戻すために、我々47人の知事は一致結束して全力を尽くす決意である。ついては、政府におかれても以下の対応を早急に実施されるよう要請する。

- 1 緊急事態宣言の対象地域はもとより、全国各地において飲食業や宿泊業に関連する事業者等のサービス業のみならず、幅広い業種において売上が減少し、労働者の収入減や、有効求人倍率の低下、失業率の上昇など、極めて深刻な経済的影響が発生しており、一層の消費停滞の悪化スパイラルに繋がることから、徹底して事業と雇用を守るため、企業規模に応じた給付額の設定や売上減少要件の緩和等を検討した上で、持続化給付金及び家賃支援給付金の再度支給や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充などを図ること。
- 2 緊急事態宣言の再発令に伴う「売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給」等については、緊急事態宣言を回避すべく営業時間短縮や休業要請などに独自に取り組んできた地域も対象とし、売上減少額などの要件を緩和すること。
- 3 第3次補正予算案に計上された中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、多くの事業者が活用できるよう柔軟な対応をとるとともに、早期かつ着実に地域の事業者に届くよう実施すること。

- 4 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化も懸念され、地域経済を支える企業の事業継続を維持する必要があることから、
- ・保証申込期間及び融資実行期間を延長すること。
 - ・無利子期間を延長すること。
 - ・信用保証協会に対する信用補完制度に係る日本政策金融公庫の保険填補率引き上げや都道府県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分への財政措置を行うこと。
 - ・新型コロナウイルス感染症対応として、各都道府県が独自に設けた融資制度についても、融資期間終了までの利子補給・信用保証料補助や預託原資調達に伴う借入利息など、制度融資の活用の際に必要となる経費に対し支援を行うこと。
- 5 新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれるまでは、雇用調整助成金の特例措置や、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金及び小学校休業等対応助成金・支援金などの雇用や収入を維持するための各種助成金・支援金の対象期間を延長すること。
- また、雇用調整助成金の財源確保のため、一般会計の負担拡充を行うこと。
- 6 緊急事態宣言の対象地域では「出勤者数の7割削減」が、その他の地域においても、事業者に対して人との接触を低減する取組が求められていることから、テレワーク等の一層の導入を促進するための支援を充実させること。
- 7 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う離職者、特に女性や若者を中心とした非正規労働者の支援のため、新たなスキルの習得といった、職業能力開発促進策等を拡充・強化し、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。また、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

令和3年1月26日

全国知事会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 農林商工常任委員会委員長

広島県知事 湯崎 英彦